

安全な生活のために



2017年度版

在メルボルン日本国総領事館

ビクトリア州・南オーストラリア州・タスマニア州

1.はじめに

在メルボルン総領事館は、ビクトリア(VIC)州、南オーストラリア(SA)州及びタスマニア(TAS)州の3つの州を管轄しています。これら3州は、いずれも日本とのつながりが深く、また、治安も比較的安定していることから、年々、観光を始め留学、ワーキングホリデー、ビジネスなどで多くの邦人の方が訪れますが、残念ながら、当地の状況をよく知らないために、事件・事故やトラブルに巻き込まれる方が少なくありません。

本冊子は、長期短期を問わず当地に滞在される方に事件や事故に巻き込まれることのないよう基本的な安全対策をまとめたものです。邦人の皆様が自らの安全に対する十分な配慮をした上で、オーストラリアで素晴らしい生活を送れるよう、参考にいただければ幸いです。

2.各州の治安状況

①ビクトリア州

ビクトリア州警察の統計によれば、犯罪発生総件数は、2001年以降減少傾向でしたが、2011-2012年度に増加に転じ、2015-2016年度は前年度対比で13.4%増加しました。なかでも恐喝・ストーカー行為が23.1%、窃盗が19%増加しました。

昼間はにぎやかな大通りでも夜間はがらりと雰囲気が変わるため、一人歩きは細心の注意が必要です。メルボルン市内のキング・ストリート、クィーン・ストリート付近のバーやナイトクラブなどにおいては、週末の深夜、飲酒絡みで些細なことから暴行事件に発展するケースが発生しています。

また、喫茶店やバーなどでは、目を離したわずかな隙にバッグや財布を盗まれる事件も頻繁に発生しています。

②南オーストラリア州

南オーストラリア州警察の年間犯罪統計によれば、犯罪発生件数は2000-2001年度以降減少傾向にありましたが、2014-2015年度から増加に転じ、人口比で見ると、暴行・傷害などの発生率が当館管轄3州の中で最も高くなっています。

アデレード市内中心部では、深夜、ヒンドリー・ストリート周辺の盛り場付近において、暴行事件や薬物に絡んだ事件が多発していますので十分に注意してください。

③タスマニア州

管轄3州のなかでは、犯罪発生率は低く、豊かな自然があることから観光スポットとして人気がありますが、観光地での車上狙いなどを中心に、邦人の被害が報告されています。また、急な天候悪化による交通事故が発生しており、自動車の運転には十分な注意が必要です。

【豪州は安全？】

一般的に治安がよいとされている以上の3州ですが、果たして本当でしょうか？ 当地での犯罪の発生状況は次の表のとおり、決して安全とはいえません。「日本を除く先進国の中では比較的安全」といえるだけです。「自分の身は自分で守る」という心構えで、防犯に心掛けてください。

各州犯罪統計比較

	ビクトリア州		南オーストラリア州		タスマニア州		日本 (参考)	
	発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率
殺人 (殺人未遂含む)	208	3.4	53	3.0	2	0.3	933	0.7
強盗	2,888	47.7	555	32.4	78	15.0	2,426	1.9
性犯罪	12,545	207.2	1,900	110.9	219	42.3	7,922	6.2
暴行・傷害	41,806	690.6	17,587	1,027.2	2,735	529.1	57,726	45.5
侵入窃盗	52,087	860.5	9,173	535.8	3,222	623.3	86,373	68.0

出典：ビクトリア州警察年次報告書、南オーストラリア警察年次報告書、タスマニア警察年次報告書、警察庁（日本）「平成26、27年の犯罪情勢」 ※発生率は、人口10万人あたりの数値（発生件数÷人口×10万人）です。各州の数値については2015-2016会計年度、日本の数値については平成27年のものを使用して、当館で作成したものです。

3.防犯対策

(1)自宅での注意事項（侵入窃盗など）

- 郊外で多い犯罪の一つが泥棒などの侵入窃盗事件です。大半は無施錠のドアや窓から侵入しています。自宅では、昼夜を問わず施錠をするとともに、短時間の外出でも必ず施錠をしてください。新たな物件に入居した際は、鍵を取り替えることをお勧めします。
- 来訪者に対し不用意にドアを開けた結果、ナイフを持った男が押し入ってきた事例もあります。昼夜を問わず、来訪者はドアを開ける前に確認するようにしてください。
- その他の注意点
 - スペアキーを玄関マットや植木鉢の下などに置かない。
 - 感知式ライトを設置する。
 - 長期に不在になるときは、留守であることが分からないように新聞などを止めておく。
 - パソコンや家電製品は、万一の場合に備えて、製造番号を控えておく。
- 自宅駐車場から車両や車内を荒らされ物を盗まれるケースも発生しています。エンジンキーは必ず抜いて、ドアロックを必ずしてください。



(2) 外出時の注意事項

I 強盗、暴行、性犯罪

観光で滞在していた邦人が昼間にバッグを強奪される事件や、夜間シティのメインストリートで邦人が暴行を受け財布などを強奪される事件も発生しています。過去には女子留学生在がナイフで数か所を刺されて重傷を負った事件も発生しています。また、当地のバスやトラムの停留所から後をつけられて性犯罪の被害に遭う事件も発生しています。

- 比較的安全だと言われている地域でも、夜間は様子が一変します。可能な限り夜間の一人歩きは避けるようにして、明るく人通りの多い通りを選んでください。
- 歩行中に音楽プレーヤーや携帯電話などに気を取られていると、周囲の様子に注意が及ばず、大変危険です。
- 夜間の電車内、駅周辺は特に注意してください。
- 多額の現金や貴重品は持ち歩かないようにしてください。
- 万一の場合に備えて、出かける前に家族や友人などに行き先を告げておいてください。

公共交通機関利用時の注意事項

過去には、邦人男性が電車内で首を絞められ現金を強奪される事件、邦人女性が駅のホームで少女3人にナイフで刺され現金を強奪される事件などが発生しています。

- 電車やバスの車内では運転手の近くに座ることをお勧めします。
- 電車の時刻は事前に確認し、長時間、駅にいないことのないようにして下さい。
- 夜間はできるだけ駅まで迎えに来てもらうようにして下さい。

Ⅱ 置き 被害多数

総領事館に連絡のあった犯罪被害で最も多いものが、置きなどの窃盗被害です。カフェで友人と談笑中、目を離れたすきにバッグを盗まれたり、図書館でパソコンを使用している間にバッグを盗まれたりと状況は様々です。また、目を離れた隙に机上の携帯電話を盗まれるケースも多く報告されています。メルボルン市内では、図書館、スワンストン、コリンズ通り沿いのカフェ、レストラン、ナイトクラブで、特に多くの被害が発生しています。

- カフェ、レストランなどでは、バックは膝の上に置くようにしてください。「場所取りのために椅子に荷物を置く」ことは絶対にしないでください。
- 犯人は、あなたが、どこに財布をしまっているか、近くで様子を窺っているかもしれません。
- 友人と一緒にだからといって安心せず、自分の所持品は自分でしっかりと管理してください

Ⅲ すり 被害多数

路上パフォーマンスを見ていたところ、その際に、背負っていたリュックサックのチャックを開けられ所持品を盗まれるケースなども発生しています。特に、男性の場合、ズボンの後ポケットにパスポートなどを入れていてすられる事件も多く発生しております。

- 女性や子供連れのすりグループによる被害も発生しています。路上で人に声をかけられたとき、特に相手が複数の場合は、警戒心を解かないようにしてください。
 - 人込みの中ではリュックサックを身体の前に掛けて視界内に入れておいた方が安全です。
- ※パスポートを紛失された方は、まず落ち着いていつ紛失したのか思い出すとともに、最寄の警察署へ出頭の上、被害届をご提出願います。その後、当館にて旅券紛失手続きを行って下さい。

Ⅳ 詐欺

インターネットサイト上で代金を騙し取られる事件が頻発しています。不審点があれば入金を控えてください。また、代金の支払いは信用性が高いと言われている方法を選ぶようにしてください。近年、多く発生している事件は下記のとおりです。

① 不動産賃貸物件に関して、海外に住む大家を装って、海外送金させる詐欺 **要注意**

インターネット掲示板に、実際には権限がない物件の広告を載せ、海外に住む大家を装って、海外送金させる手口です。現金を振り込む前に、物件、相手方の確認を十分に行ってください。



② 親切心につけ込む寸借詐欺 **要注意**

街頭で、邦人女性を対象に、親切心につけこみ言葉巧みに現金を騙し取る事件が発生しています。知り合ったばかりの人に高額のお金を貸すようなことのないようにしてください。



③ 職業斡旋名目の詐欺 **要注意**

ワーキングホリデーの方に、仕事を紹介するための紹介料としてお金を振り込ませ、実際に現地に行ってみると、全て虚偽だったという詐欺事件が発生しています。この事件の被疑者は日本語でメールをやり取りしていました。

この他にも、言葉巧みな求人広告を掲載して豪州の法律では認められないような環境の中での勤務を強いたり、給料を支払わない飲食店などもあるため、契約時にしっかりと契約書を確認し、その写しを所持するなど心がけて下さい。また、不審な点があったらすぐに知人または相談機関などへの相談を考えて下さい。

V ATMの利用

当地のATMは日本と異なり、基本的に路上にむき出しで設置しており、周囲に気を配る必要があります。過去に、ATMで現金を引き出した邦人女性が、エレベータ内で顔を殴られたうえ財布を強奪される事件が発生しています。

人気のない場所のATMは避け、混んでいても比較的人が多い場所や防犯カメラが設置されているATMを利用するとともに、周囲に不審な人物がいないか、利用後、後ろからつけてくる人物がいないか確認してください。



VI 薬物犯罪

繁華街のバーや路地などでは大麻、覚せい剤、ヘロインなどの薬物が取引されていることもあるようです。また、アイス（ICE）と呼ばれる薬物による事件が頻りに報道されています。過去に薬物を混入した飲み物を邦人女性が飲まされ、性犯罪の被害に遭うという事件も発生しています。バーなどでは自分の飲み物から目を離さないようにしてください。特にフツクレイやサンシャイン地域はドラッグ関係で摘発されるケースが発生しているので注意が必要です。



4.自動車運転関連

豪州は日本と同じ左側通行で、交通ルールに大きな違いもないことから、比較的運転しやすい環境であると言えます。しかし、交通事情や運転マナーは日本と違うところもありますので十分な注意が必要です。

(1)運転免許

ビクトリア州、南オーストラリア州、タスマニア州いずれも、日本の有効な運転免許証とその翻訳証明書を携帯していれば車の運転が認められています。



※1 国際運転免許証（国外運転免許証）は「日本の運転免許証の翻訳証明」的な位置付けをされていますので、それだけの携帯では運転できず、日本の有効な運転免許証を併せて携帯する必要があります。永住者の方は、居住地の州の運転免許証の携帯が義務付けられています。

※2 ニューサウスウェールズ州では、総領事館の翻訳証明での車両の運転は認められていませんので、ご注意ください。

(2)運転上の注意事項

- 一般的に制限速度は日本よりも高めに設定されていますが、郊外では中央分離帯のない道路が多くあります。速度を出し過ぎてセンターラインからはみ出し対向車と正面衝突などということがないよう注意が必要です。
- 都市部では歩行者の信号無視や横断歩道以外での横断が目立つので、歩行者の動きには常に注意を払ってください。
- 運転技術に自信のない方には、ドライビング・スクールなどで運転練習をした後に運転することをお勧めします。旅行者や短期滞在者の方で、運転に不慣れなために事故を起こしてしまうケースが後を絶ちません。
- 飲酒運転や薬物を使用しての運転は絶対にしないでください。飲酒運転などにより事故を起こした場合、厳しく処罰されるとともに、保険の適用を受けることができなくなります。
- 長距離を運転する場合は、必ず早めに休憩を取るようしてください。
- 郊外では、夜間、野生動物の飛び出しが多いので注意してください。動物の警戒標識がある地域では、特に速度を控えるなどしてください。動物に衝突して車のコントロールを失い、立木に衝突して死亡したケースもあります。
- シートベルトは同乗者全ての着用が義務付けられています。また、チャイルドシートに関しても、子供に合ったものを使用することが義務となっています。
- 運転中の携帯電話の使用（ハンズフリーを除く）も禁止されています。
- 交通ルールを巡る口論から傷害事件に発展したケースもあります。悪質ドライバーの挑発には決して乗らないようにして下さい。また、高齢ドライバーも多く、予期せぬ動きをすることがあるので、周囲の車にも留意して下さい。

(3)駐車の際の注意事項

I 車上荒らし・自動車盗

- 短時間でも車を離れる際には、必ずエンジンキーを抜き、ドアロックをしてください。
- 車内には貴重品だけではなく、バッグ、サングラス、小銭なども放置しないようにしてください。外から目に付く場所にこれらの物を置いていると、盗み目的でガラスを割られるなどの被害に遭う危険性が高くなります。
- 車は人目につきやすく明るい場所や防犯カメラが設置されている場所に駐車することをお勧めします。

「交通事故を起こした場合の措置」

① 負傷者の救護

何よりもまず人命第一です。負傷者がいる場合は直ちに救急車の手配をします。

② 二次的事故的防止と道路交通の回復

車両などを付近の安全な場所に移動させ、交通事故の続発を防止します。

③ 警察への通報

「000」へ通報してください。ただし、物損事故の場合で、二次的事故的危険性がある、交通の妨害となる、第三者物件（他人の建物、電柱など）の損壊があるケースを除いては、特に警察への通報を要しません。ただし、相手が免許証などを所持していなかったり、お互いの情報交換に応じない場合などは、警察官を呼んでください。

④ 相手側情報の聴取

- ・住所、氏名、生年月日、電話番号、ライセンスナンバーなど
- ・車両番号、メーカー、車種、塗色
- ・所有者の住所、氏名、電話番号、保険会社名など

⑤ 車の損傷状況の確認

⑥ その他

- ・現場臨場した警察官の所属、氏名、階級など
- ・目撃者などの住所、氏名、電話番号など

⑦ 車両の損傷状況及び事故現場の写真撮影



(4) 交通ルールなど 資料提供 : VicRoads Resistration and Licensing Office

I フックターン

メルボルン市内中心部などでは、「フックターン（二段階右折）」をしなければならぬ交差点があります。標識（白地に黒）を見落とさないようにしてください。

II トラム後方での一時停止

トラムが安全地帯のない停留所で客の乗降のため停車しているときは、車両はその後方で停止しなければなりません。

III ラウンドアバウト

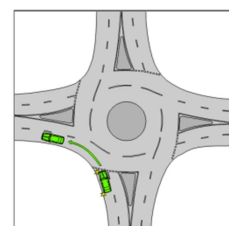
交差点に「ラウンドアバウト」と呼ばれる環状交差点が多く設けられています。ラウンドアバウトでは、自分から見て右側から進入してきた車両が優先されます。

IV 路上駐車

駐車可能な時間、曜日、条件（パーキングチケット制など）が標識で示されているので確認してください。また、駐車車両の道路側のドアが突然大きく開いたり、駐車スペースを見つけた車両が急に停車することがよくあります。安全な速度と十分な車間距離を保って運転してください。

V 踏み切り

特別な指示がない限り、一時停止する必要はなく徐行で通過できます。急に停止すると後方から追突される危険性があります。



VI 速度制限

シティ中心部では40キロ、その周辺部では50キロ～60キロ、郊外では80キロ～100キロと、日本に比べ高めに設定されています。同一道路でも最高速度が小まめに変わることもありますので注意が必要です。特に、スクールゾーンでは、登下校の時間帯には、制限速度が40キロに制限されていますのでご注意ください。

VII 交通違反取締り

無人カメラや警察官による速度超過や信号無視の取締りなどが各所で行われています。また、飲酒運転や駐車違反の取締りも、昼夜を問わず、頻繁に行われています。

VIII レンタカー

自損事故をカバーしない保険契約をされていた方が、事故後に高額な修理代を請求されたケースが発生しています。レンタカーを借りる場合は、単独事故も広くカバーする車両保険に加入することをお勧めします。なお、保険の補償内容を事前に十分確認しておくようにしてください。

また、身に覚えのない傷について、後日請求されるケースも散見されています。運転開始前、終了後によく確認するとともに、担当者に確認させる、写真を撮っておくなどの措置がトラブル防止に有効です。

IX 自転車

3州ともに、ヘルメットの着用が義務付けられています（着用しない場合、罰金）。走行時は、基本的に自転車専用レーンや車道を走行します。夜間は事故の危険が高くなりますので、反射材を装着するなどしてください。



5. テロ情勢

世界各国でテロに関連する事件が起きており、従来以上に安全に注意し、海外安全情報及び報道などにより最新の治安についての情報の入手に努めるとともに、改めて危機管理意識を持つことが必要です。オーストラリアでも、テロリストによるテロの呼びかけが行われており、ビクトリア州では2016年にも警察によるテロの未然の摘発が何度も行われています。

オーストラリア政府の国家テロ警戒システムでは、5段階のうち上から3番目の「起こりそうである (probable)」に設定されています（2016年1月時点）。

- テロの標的となりやすい場所（政府・軍・警察関係施設）や大勢の人が集まる場所（公共交通機関、スポーツ施設、観光施設、デパート及び市場など）では、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れるなど、安全確保に十分注意を払う必要があります。
- 新聞、テレビ、インターネットなどを通じてテロ情勢に関する最新情報の収集に努めてください。（テロに関する情報は「海外安全ホームページ」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)でもご覧いただけます)

6. 緊急事態対処

1 緊急時の連絡先

警察・救急・消防「000」（トリプルゼロ）

犯罪、火災、救急はいずれも「000」番で通報します。まず警察、消防、救急の別を告げ、その後、状況を伝えてください。また、電話通訳サービスを行っているので、日本語の通訳を必要とする場合は、その旨を告げてください。

(1)平素の準備と心構え

- 非常時の連絡先（警察、病院、総領事館など）を確認しておく。
- 非常持出品（ラジオ、懐中電灯、救急用品、水など）を準備しておく。
- 家庭や職場において、避難時の集合場所を決めておく。
- 旅行などで自宅を不在にする際は、日本の家族などに行き先などを連絡しておく。
- 総領事館に在留届を提出してください。



(2) 緊急時の行動

- あわてず落ち着いて行動する。
- ラジオ、テレビ、インターネットなどからの情報入手に努める。
- 退避後に、総領事館への連絡をお願いします。

7.その他の注意事項

(1)医療保険への加入

当地の医療費は高額です。万一の事故や病気に備えて海外医療保険などへの加入を強くお勧めします。多少割高にはなりますが、当地で保険に加入することもできます。また、当地では救急車は有料で費用も高額ですので、救急車による搬送にも対応可能な保険に加入することも検討してください。

(2)生活関連

I 賃貸トラブル

豪州では、家主の権限が広く認められていますが、家主から法外な要求をされたり、家主がその義務を果たさないなどのトラブルも発生しています。賃貸契約に際しては次のことを参考にしてください。

- 信頼性の高い不動産業者を利用する。
- 契約開始時の家の状態をしっかりと確認し、傷などは写真に撮っておく。
- 壁に穴を開けるなど、現状を変更する場合は、事前に文書などで不動産業者などに問い合わせ承諾を取り付けておく。
- 契約書やトラブルに関する文書は、保存しておく。
- トラブルが発生した場合は、すぐに公的専門機関に相談する。



II ルームシェア・ホームステイに関するトラブル

オーナーがセクハラ行為を行う、契約にない料金を請求される、敷金（Bond）が返金されないなどのトラブルが発生しています。ルームシェアを決める前には条件をしっかりと確認し、書面を作成するなどして後日のトラブル防止を心掛けてください。オーナー、シェアメイト、契約内容、安全面などを十分に確認した上で入居を決めてください。特に女性の方は、性的被害を防止するため次の点にも注意してください。

- シェアメイトが男性だけの場合、例え「すぐに別の女性が入居する」などと言われても信用しない。
- 体を触られた、部屋を覗かれたなど、性的な被害に遭ったら、シェアを中止するとともにすぐに最寄りの警察署に届け出る。

III 子供の権利

豪州では子供の人権保護が重視されています。子供は法律により、身体的、性的、精神的な虐待、放置、暴力を受けないよう保護されています。子供に著しい害が及ぶと認められた場合には、子供を一時的に親と隔離して保護する行政処分が下される場合があります。

8.各種相談など

(1)法律相談

日本と異なり、豪州の弁護士は専門分野に分かれて活動しています。例えば、企業専門の弁護士に個人の民事相談を依頼しても、通常は受け付けてもらうことができません。弁護士が必要な場合には、弁護士協会などの公的機関から専門分野の弁護士を紹介してもらうことをお勧めします。

また、Legal Aid、Community Legal Centreなどでは、刑事、民事にかかわらず、無料若しくは廉価で相談に応じていますので、相談してみることをお勧めします。

弁護士紹介

Law Institute of Victoria	0 3 - 9 6 0 7 - 9 3 1 1
Law Society of South Australia	0 8 - 8 2 2 9 - 0 2 0 0
Law Society of Tasmania	0 3 - 6 2 3 4 - 4 1 3 3

法律相談

ビクトリア州	
◆ Victoria Legal Aid (http://www.legalaid.vic.gov.au)	1 3 0 0 - 7 9 2 - 3 8 7
Melbourne	0 3 - 9 2 6 9 - 0 2 3 4
Bendigo	0 3 - 5 4 4 8 - 2 3 3 3
Broadmeadows	0 3 - 9 3 0 2 - 8 7 7 7
Dandenong	0 3 - 9 7 6 7 - 7 1 1 1
Geelong	0 3 - 5 2 2 6 - 5 6 6 6
◆ Community Legal Centre	
Fitzroy Legal Service	0 3 - 9 4 1 9 - 3 7 4 4
Eastern Community Legal Centre	0 3 - 9 2 8 5 - 4 8 2 2
Essendon Community Legal Centre	0 3 - 9 3 7 6 - 7 9 2 9
St. Kilda Legal Service	0 3 - 9 5 3 4 - 0 7 7 7
Women's Legal Service	1 8 0 0 - 1 3 3 - 3 0 2
タスマニア州	
Hobart Community Legal Service	0 3 - 6 2 2 3 - 2 5 0 0
Launceston Community Legal Service	0 3 - 6 3 3 4 - 1 5 7 7

(2)査証申請

Department of Immigration and Citizenship (豪州移民市民局)	1 3 1 - 8 8 1
---	---------------

(3)賃貸トラブル

Consumer Affairs Victoria(VIC)	1 3 0 0 - 5 5 8 - 1 8 1
Tenants Union of Victoria(VIC)	0 3 - 9 4 1 6 - 2 5 7 7
Consumer Office and Fair Trading、Business Affairs (TAS)	1 3 0 0 - 6 5 4 - 4 9 9

(4)電話通訳サービス

語学に自信がない、うまく伝えきれない場合はご活用下さい。違う内容を言ってしまう取り返しがつかないケースもあります。

Telephone Interpreter Service	1 3 1 - 4 5 0
-------------------------------	---------------

5.家庭内暴力

身に危険を感じた際には、「000」をダイヤルして警察に通報してください。また、下記の団体では、家庭内暴力についての相談や支援を電話で受けることもできます。お一人で悩まず、相談してください。

Family Violence Response Centre (VIC)	1 8 0 0 - 0 1 5 - 1 8 8 (24時間対応)
Domestic Violence Gateway Service (SA)	1 8 0 0 - 8 0 0 - 0 9 8 (24時間 夜間は別機関が対応)
Safe at Home Family Violence Response and Referral Line(TAS)	1 8 0 0 - 6 3 3 - 9 3 7 (24時間対応)

9.関係連絡先一覧

外務省関連	
外務省代表	0 3 - 3 5 8 0 - 3 3 1 1 (日本)
海外安全相談センター	0 3 - 5 5 0 1 - 8 1 6 2 (日本)
外務省海外安全ホームページ	http://www.anzen.mofa.go.jp/
外務省ホームページ	http://www.mofa.go.jp/mofaj/
大使館・総領事館	
在オーストラリア大使館	0 2 - 6 2 7 3 - 3 2 4 4
在メルボルン総領事館	0 3 - 9 6 7 9 - 4 5 1 0
在シドニー総領事館	0 2 - 9 2 5 0 - 1 0 0 0
在ブリスベン総領事館	0 7 - 3 2 2 1 - 5 1 8 8
在パース総領事館	0 8 - 9 4 8 0 - 1 8 0 0
在ケアンズ領事事務所	0 7 - 4 0 5 1 - 5 1 7 7
日本人会など	
メルボルン日本人会	0 3 - 9 6 4 2 - 2 1 2 0
ビクトリア日本クラブ	0 3 - 9 5 7 0 - 9 4 0 6
アデレード日本人会	0 4 1 2 - 0 2 5 - 4 1 5
タスマニア日本クラブ	0 3 - 6 2 2 3 - 5 1 9 5

●在留届を必ず提出して下さい。

3ヶ月間海外に滞在する(予定も含む)方は、総領事館への在留届の提出が義務付けられています。万が一、事件・事故、自然災害などに巻き込まれた際の連絡先、ご家族からの安否問い合わせなどに必要なものです。当館窓口、FAX、外務省ホームページ上での届出が可能です。ワーキングホリデー、留学ビザで当地に滞在される皆様も対象です。在留届を提出されていないと、必要な際に当館から連絡をとることができません。

●海外旅行登録「たびレジ」に登録を

外務省では、3ヶ月未満の海外滞在者のために、海外旅行登録「たびレジ」を開始しました。海外旅行に出かける方は、専用サイトから登録しますと、渡航情報などの提供や緊急事態発生時の連絡メールを受け取ることが出来ます。当地を訪問される日本人のお知り合いやご自身が第三国に旅行する際には、登録をご検討下さい。

たびレジ



<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

在メルボルン日本国総領事館

住所 : Level 25、 570 Bouke Street、 Melbourne Victoria 3000

メールアドレス: meljapan@mb.mofa.go.jp

ウェブサイト : www.melbourne.au.emb-japan.go.jp

代表電話 : 03-9679-4510

代表 FAX : 03-9600-1541

領事部 FAX : 03-9600-1504

Live safely
In Australia!



開館時間

月曜日～金曜日

午前 9 時～午後 1 時（領事部窓口は午後 12 時 30 分まで）

午後 2 時～5 時（領事部窓口は午後 4 時まで）

※日本及びオーストラリアの祝日が休館となる場合があります。

詳しくは、当館 HP の「総領事館案内」をご覧ください。

